

貸与を開始するのは原則保険者の確認後です。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。
新規申請中や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者の確認後に貸与を開始してください。

① 最初に・・・**まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！**

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

次のいずれにも該当する者	
① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1が「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 、または 基本調査3-2 ～ 基本調査3-7のいずれかが「2. できない」、または 基本調査3-8 ～ 基本調査4-15のいずれかが「1. ない」 以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
② 移動において全介助を必要としない場合	基本調査2-2が「4. 全介助」 以外

○該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと

→ **この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。**

×該当しない場合

②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・**医学的所見に基づき状態像が判断できますか！**

医師の医学的所見（主治医意見書or診断書or照会文書等or面談、電話等による聴取）より下表のi～iiiのいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)	
ii 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化等)	
iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)	
注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。	

<第95号告示第25号のイに該当する者>

- ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
- ② 移動において全介助を必要としない場合

○医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できる

→ **確認依頼書の提出手続き（別紙参照）を行って下さい**

×医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できない

→ **この場合は介護保険を利用しての貸与は不可となります**